

# 令和6年度仙台市 NanoTerasu トライアルユース事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度仙台市 NanoTerasu トライアルユース事業

## 2 業務目的

本業務では、ナノテラスを活用した多種多様な事例を創出し、その事例を活用して仙台・東北の産業界に対して普及啓発を行うことで、ナノテラスの産業利用可能性を認識してもらい、積極的な活用につなげていくことを目的とする。

## 3 業務内容

受託者は、別添の提案書の内容について、ナノテラスを用いた具体的な事例を創出し、その結果について事例報告書及び発表資料を納品する。

### (1) ナノテラスを活用した事例の創出

#### ① ナノテラスへの利用申請及びスケジュール確保

受託者がナノテラスに利用申請を行うこと。利用申請にあたっての課題申請様式の記載方法やビームライン選択、利用形態、測定時間等については、適宜、委託者と相談の上、記載事項を決定すること。なお、利用形態について、受託者の想定している測定条件等に応じて適切な条件を選択すること。

測定にあたっては事例報告書提出期限に間に合う日程を確保することとし、適切な日程調整が困難である場合は、速やかに委託者と相談すること。

#### ② 測定試料の作製

測定にあたっては、試料の条件(形状やサイズなど)の制約があることから、事前にナノテラスの担当者に確認をした上で、測定試料を作製すること。なお、試料の作製行程等については、事例報告書等で明らかにする必要はなく、受託者の裁量により機密情報としての取扱いを可能とする。また、試料についても測定終了後に委託者に提供する必要はない。

#### ③ ナノテラスでの測定

測定にあたっては、試料をナノテラスに持ち込み、施設及び各ビームラインの運用ルールに従い、測定を行う。測定にあたっては、(a)受託者にて担当する、(b)外注にて測定を依頼する(分析会社等を想定)、(c)ナノテラスにて測定代行を依頼する(測定条件や使用ビームラインの制約あり)のいずれかを選択する。

受託者の職員を現地に派遣する場合は、「放射線業務従事者教育訓練」及び「特殊健康診断受診」「線量計の準備」が必要となる場合があるため、使用するビームラインや作業内容をナノテラスの担当者に確認し、受託者自ら対応すること。当該訓練や受診、線量計準備については、複数の協会・団体などが実施していることから、受託者は各協会・団体のホームページ等を確認し、各自で申込みを行うこと。

#### ④ 測定データの解析・加工

事例報告書等のために、一般に理解しやすいグラフや表などに測定データを解析や加工する。なお、当該事業に係る公設試験場や大学等との共同研究契約、分析会社への委託契約を締結し、測定データの解析や加工を委託することができる。

#### (2) 事例報告書の提出

受託者は、創出した事例を取りまとめ、以下の資料を委託者に提出すること。

- ・ 10 分間の発表を想定して作成したパワーポイントの発表資料のデータ(様式任意)について、令和 7 年 1 月 31 日までに提出すること。なお、委託者が当該発表資料を使用して報告会を行う場合は、創出事例の発表に関して協力すること。
- ・ 事例報告書(様式第 6 号)について、業務完了届とともに業務完了日までに提出すること。

### 4 業務委託料の支払い

業務完了後、委託者の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。(完了払)

### 5 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、業務の円滑な実施のために、本業務の開始から終了までの間、委託者が進捗状況の報告を求めた場合に対応すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。  
(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (6) 受託者は、受託者が行う業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、委託者の承諾を受けること。(3(1)③のケース)
- (7) 本業務の実施に関連して広報等を行う場合は、市からの受託事業であることを明示すること。
- (8) 受託者は、本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (10) 受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。